

中国自二第 386号
平成20年1月17日

特定非営利活動法人
かめかめ福祉移送 代表者 殿

中国運輸局長

自家用有償旅客運送の適正化等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

国土交通行政の推進につきまして、平素よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げますとともに、地域住民の生活交通の確保、福祉輸送のニーズへの対応等にご尽力されていることに対しまして深く敬意を表します。

さて、平成18年10月に地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上するため、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が施行され、1年経過したところでありますが、今般、自家用有償旅客運送の運営等において、下記の事項について一部不適切又は改善を要する事例が見受けられました。

つきましては、再度、関係法令等について確認及び点検のうえ、適切な業務運営をしていただくとともに、実施に当たり不明な点等につきましては、運営協議会を主催する市町村等又は運輸支局に相談等していただくようお願いします。

なお、法令違反等が確認された場合には、業務の停止又は登録の取消しの行政処分、若しくは、輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令を行うこともありますので、念のため申し添えます。

記

1. 旅客から收受する運送の対価について、道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則（以下施行規則という）51条の14～15の規定等を遵守すること。特に、運送の対価とそれ以外の対価は明確に区分し、運営協議会において協議が調った対価以外は收受してはならない。
2. 輸送の安全及び旅客の利便の確保について次の規定等を遵守すること。
 - (1) 運転者の要件、特に、国土交通大臣認定講習を受講することが必要な運転者に

- は、期限までに受講させること（施行規則第51条の16）
- (2) 運行管理責任者の選任及び運行管理体制の整備（施行規則第51条の17）
 - (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施（施行規則第51条の18）
 - (4) 運転者台帳及び運転者証の整備（施行規則第51条の19）
 - (5) 整備管理、事故の対応にかかる責任者の選任等（施行規則第51条の20～21）
 - (6) 損害を賠償するための措置（施行規則第51条の22）
 - (7) 自動車に関する表示等・車内の掲示（施行規則第51条の23～24）
 - (8) 旅客の名簿、苦情処理（施行規則第51条の25～26）
3. 自動車事故報告規則第2条に定める事故があった場合には、運輸支局に報告を行うこと。
4. 輸送実績報告書について、旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2に基づき、毎年5月31日までに運輸支局に提出すること。（報告様式は別途添付）
5. 利用者からの自家用有償旅客運送に関する相談、通報、苦情に対応するため、利用者に対し、運送者、運営協議会を主催する市町村等及び運輸支局の窓口の周知を図ること。

運輸支局連絡相談窓口

管轄区域	名称	所在地	電話・ファックス
広島県	広島運輸支局 輸送担当	〒733-0036 広島市西区観音新町 4-13-13-2	TEL 082-233-9167 FAX 082-295-3508
鳥取県	鳥取運輸支局 輸送担当	〒680-0006 鳥取市丸山町 224	TEL 0857-22-4120 FAX 0857-22-4140
島根県	島根運輸支局 輸送担当	〒690-0024 松江市馬潟町 43-3	TEL 0852-37-1311 FAX 0852-37-2484
岡山県	岡山運輸支局 輸送担当	〒703-8245 岡山市藤原 24-1	TEL 086-273-2113 FAX 086-271-1781
山口県	山口運輸支局 輸送担当	〒753-0812 山口市宝町 1-8	TEL 083-922-5336 FAX 083-923-1036

中国運輸局 自動車交通部

旅客第一課（公共交通会議関係）

旅客第二課（運営協議会関係）

〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館

TEL 082-228-3436 FAX 082-228-3452

[中国運輸局ホームページ](#)

自家用有償旅客運送の登録制度の概要

大臣認定実施機関一覧・大臣認定講習会の開催状況

[役立つ情報](#)⇒[自動車交通部関係](#)⇒[自家用有償旅客運送の登録制度の概要](#)

自家用有償旅客運送関係の各公示

[役立つ情報](#)⇒[自動車交通部関係](#)⇒[公示のお知らせ（自家用有償旅客運送）](#)

福祉輸送限定タクシー・ヘルパーによる自家用有償運送

[申請手続き案内](#)⇒[自動車交通部関係](#)⇒[介護タクシー事業を始めるには](#)

[国土交通省のホームページ](#)

<http://www.mlit.go.jp>

関係法令等、認定講習機関、運営協議会関係情報

[組織別情報](#)⇒[自動車交通](#)⇒[自動車交通関係事業](#)⇒[自家用有償旅客運送](#)

運輸支局

種別	市町村	過疎地	福祉
----	-----	-----	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(年度)

中国運輸局長 殿

住 所
 運送者名
 代表者名
 (役職名及び氏名)
 電話番号

概況(平成 年3月31日現在)

		管轄区域内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	()	()	()
	車いす車(両)	()	()	()
	兼用車(両)	()	()	()
	回転シート車(両)	()	()	()
	セダン等(両)	()	()	()
	バス(両)			
	計(両)	()	()	()
路線(キロメートル)又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
走行キロ(キロメートル)		
輸送人員(人)又は運送回数(回)		
運送収入(千円)		

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

	管轄区域内	全 国
交通事故件数		
重大事故件数		
死傷者数		
負傷者数		

備考 1. 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2. 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。

3. 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。

4. 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。

5. 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。

6. 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては、輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。

7. 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

8. 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

運輸支局

種別 市町村 過疎地 福祉

該当種別に○を記入

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(年度)

中国運輸局長 殿

住所
 運送者名
 代表者名
 (役職名及び氏名)
 電話番号

毎年、5月31日までに、
 管轄の運輸支局へ1部
 提出して下さい。

概況(平成 年3月31日現在)

		管轄区域内	全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	()	()
	車いす車(両)	()	()
	兼用車(両)	()	()
	回転シート車(両)	()	()
	セダン等(両)	()	()
	バス(両)	()	()
	計(両)	()	()
路線(キロメートル)又は運送の区域			
運送する旅客の範囲及び数		記載例 イ 20人 ロ 54人 ハ 27人 ニ 8人	登録を受けた運送の区域別に記入 ()は、軽自動車数で内数 道路運送法施行規則49条3項の区分(下記イ~ニ)と、その区分毎の旅客数を記入 イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管轄区域内	全 国
走行キロ(キロメートル)			
輸送人員(人)又は運送回数(回)			
運送収入(千円)			

市町村有償運送は、輸送人員
 過疎地・福祉有償運送は運行回数を記入

事故件数(前年4月1日から3月31日まで)

		管轄区域内	全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死傷者数			
負傷者数			

単位は千円単位

備考 1. 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2. 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。

3. 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。

4. 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。

5. 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。

6. 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては、輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。

7. 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

8. 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。